

# 子どものいじめ防止に関する条例制定に向けた基本的な考えについて

## 1 いじめ防止に関する条例制定の背景

いじめ防止対策推進法が、平成25年9月28日に施行され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本理念、国及び地方公共団体等の責務、いじめの防止等のための対策に関する基本方針の策定について示されました。

市としては、小さな花が集まり大輪として咲き誇る市の花であるあじさいのように、一人一人の子どもはかけがえのない存在であり、社会総がかりでいじめの防止等に取り組む、子どもの健やかな成長を支援することが大切であると考えます。

また、いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが全ての者に求められている責務であると考えます。

市では、こうした環境を作るために、いじめ防止に関する条例を制定し、市、学校、保護者、市民及び事業者が協力して、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができるまちづくりを進めたいと考えます。

## 2 いじめ防止に関する条例の骨子

### (1) 条例制定の目的と基本理念

#### ① 目的

美濃加茂市においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの学校でも、どの子どもにも起きうるものであることを十分に認識して、その防止と対策に当たってきました。

特に、全ての教育活動を通して、児童等のよりよい人間関係づくりや、自他の生命を尊重する心や人権感覚、規範意識を育てることによる未然防止、教育相談の充実やアンケート調査の実施等による早期発見・早期対応に力を入れてきました。

美濃加茂市からいじめの根絶を目指し、主に次のことを目的として本条例を制定したいと考えています。

○「法や国の基本的な方針」により求められている側面から

- ・平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ文部科学大臣決定という形で、同年10月11日に「いじめ防止等のための基本的な方針」が示されました。この基本的な方針において、次のことが示されています。

地方公共団体は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にし、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例などの形で、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。

○「社会総がかりで取り組む」という側面から

- ・いじめを根絶するためには、子どもを取り巻く社会全体が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」という認識をもち、対処しなければならないと考えています。この体制を築くためには、社会全体でいじめに対する基本理念や、市、市立学校、家庭、市民・事業者等、そして子どもの責務や役割を明らかにし、互いに連携し、行動化を図っていく必要があります。

○「子どもを守る」という側面から

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起きうると考えています。万が一、重大事態（注1）が発生した場合には、当該の子どもに対して適切で速やかに対処しなければなりません。また、同種の事態の発生の防止に努めなければなりません。社会全体でこの動きをとることができる体制を築く必要があります。

注1) 重大事態とは、次のものを指します。

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 基本理念

いじめは全ての子どもに関わる問題であるとの認識に立ち、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、互いに尊重しあう社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止に取り組むことが重要であると考えます。

(2) 用語の定義

本文において使用する用語は、次のように定義しています。

「いじめ」… 子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすることとしています。

「いじめの防止等」… いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処としています。

「子ども」… 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者としています。

「児童等」… 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に通学する児童及び生徒としています。

「学校」… 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校としています。

「市立学校」… 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和40年条例第9号）第1条第2項及び第3条に規定する小学校及び中学校としています。

「その他の学校」… 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で、市立学校以外の学校としています。

「保護者」… 親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人（注2）その他子どもを現に監護する者としています。

注2） 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、または、親権を行う者が管理権（財産に関する権限）を有しない時に、法廷代理人となる者のこと。

「市民」… 美濃加茂市内に在住又は在勤若しくは通学する者又は美濃加茂市内において公益的な活動を行う個人としています。

「事業者等」… 美濃加茂市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体としています。

「関係機関等」… 子ども相談センター、警察署、その他子どもの問題に関係する機関及び団体としています。

### （3）いじめの防止に向けた責務や役割

#### ① 市の責務

市は、いじめ防止の基本理念に基づき、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と協力し、子どもをいじめから守ることといじめの防止等を図るために必要な施策（注3）を講じなければならないと考えています。

また、重大ないじめが発生した場合は、必要に応じていじめの実態を調査する組織を設置し、対処又は同様の重大ないじめを繰り返さない防止策を講ずることも必要であると考えています。

注3）

- ・人材の確保及び資質の向上に係る施策
- ・広報及び啓発に係る施策
- ・相談体制の整備に係る施策
- ・いじめの防止等に係る施策
- ・いじめ防止に係る審議会等の設置に係る施策

#### ② 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止の基本理念に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、当該学校に在籍している児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りながら、全ての教育活動を通して、いじめの防止のための心の育成や人権感覚等を育てなければならないと考えています。また、いじめの問題を特定の教職員で抱え込まず、学校全体で組織的にいじめの防止といじめの早期発見に取り組まなければならない（注4）と考えています。また、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は、適切でしかも迅速にこれに対処しなければならないと考えています。

注4) 市立学校に、いじめ未然防止を図るための委員会を置くようにします。

### ③ 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであり、子がいじめを行うことのないように、子に対して規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めることが大切であると考えています。また、子がいじめを受けた場合には、市や学校、関係機関等と協力していじめから保護するよう努めなければならないと考えています。

### ④ 市民及び事業者等の役割

市民と事業者等は、いじめ防止の基本理念に基づき、子どもが安心して過ごすことができる環境づくり（注5）に努める必要があると考えています。また、いじめを発見したり、いじめではないかと疑いを認めたりした場合は、学校又は関係機関等に情報提供（注6）をお願いしたいと考えています。

注5) ・児童等の登下校の見守り活動  
・子どもへのあいさつや声掛け  
・地域の催し等での関わり など

注6) いじめへの対処は、当該の子どもが在籍している学校で行うことが基本となるため、いじめを発見した場合は、その子どもが在籍する学校が判明している場合はその学校へ、在籍先が不明な場合は市又は関係機関等に情報提供をお願いします。

### ⑤ 子どもの役割

いじめはどの子どもにも起きうるものである、という認識に基づき、子どもはいじめを行わないという意識を強くもち、仲間と協力して活動し、充実した生活を送っていくことが大切であると考えています。また、いじめを受けたり発見したりした場合は、一人で黙って悩んでいたり傍観者でいることなく家族や友達、学校、関係機関等に相談することが大切であると考えています。

## (4) いじめ防止に向けた具体的な施策

### ① 財政上の措置

市は、いじめの防止及び解決のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めていきます。

### ② 人材の確保

市は、いじめに関する通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備し、必要に応じて市立学校や関係機関に対して心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者（注7）を派遣するなど、いじめへの対処に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じていきます。

注7) スクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員などを指します。

③ 広報・啓発

市は、子ども、保護者、市民及び事業者等に対して、いじめの防止に関する必要な広報・啓発（注8）を行います。

注8) 具体的には、市報、学校便り、学校ホームページ、研修会等を考えています。

④ 個人情報の取扱い

市は、いじめ防止に向けた取組において知り得た個人情報の保護及び取扱い（注9）に万全を期します。当該個人情報は、業務の遂行以外に用いないものとします。また、いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない守秘義務の徹底を周知します。

注9) 美濃加茂市個人情報保護条例により、情報の管理を行います。

⑤ 相談体制の整備

市は、いじめを早期に発見し対処するために、子ども、保護者、市民及び事業者等が相談し、又は連絡することができる体制（注10）を整備し、このことを周知していきます。

市立学校は、いじめを早期に発見し対応するために、児童等との相談を計画的に実施していきます。また、心理及び福祉・法律に関する専門的知識を有する者を活用しながら、子どもの状況を把握するとともに、子ども及び保護者が相談できる体制を整備していきます。

注10) 具体的な機関としては、教育委員会、教育センター、家庭児童相談室等を指します。

⑥ いじめの防止に向けた取組

市は、いじめの防止に向けて、次の取組を推進します。

- ・ 子どもたち一人一人が、いじめをしない・させないという認識をもち、いじめをなくすために主体的に行動する力を育成する取組（注11）。
- ・ 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組
- ・ 心理及び福祉に関する専門的知識を有する者を市立学校へ派遣し、いじめの相談及び対処を支援する取組
- ・ 地域全体で子どもをいじめから守る体制づくりを推進する取組（注12）

注11) 具体的には、各学校における生徒会・児童会による取組、市内全小中学校での取組、保護者・地域・児童等による会議等を考えています。

注12) 具体的には、市内の事業所等にいじめの防止についての協力を依頼することを考えています。

市立学校がいじめを認知したときは、必要に応じて市及び関係機関等と連携し、いじめの解消を図るとともに、心理及び福祉・法律に関する専門的知識を有する者を活用しながら、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその保護者に対し必要な支援策を構ずるよう努めていきます。

#### (5) いじめ問題に係る審議会等の設置

##### ① 学校いじめ未然防止対策委員会の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を推進するために、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、市立学校に学校いじめ未然防止対策委員会を設置します。

##### ② いじめ防止対策審議会の設置

市は、いじめの防止等に関する施策の実施状況について検証を行い、相談や、通報及び情報の提供を受けたいじめやいじめの疑いがあるものについて専門的な見地から調査、検証又は検討を行うため、美濃加茂市教育委員会の附属機関として、美濃加茂市いじめ防止対策審議会を設置します。審議会や学校による重大事態についての調査結果については、市長に報告します。

##### ③ いじめ問題調査委員会の設置

重大事態についての調査結果について、必要があると判断する場合は、市長の附属機関として、美濃加茂市いじめ問題調査委員会を設置し、再調査することを考えています。なお、その調査結果は議会に報告します。

### 3 今後のスケジュール

今後、次のような見通しで条例の制定に向けて進めていきます。

6月中旬～7月中旬	・市民に意見公募（パブリックコメント）の実施
7月中旬	・市民の意見を踏まえた条例についての検討 ・条例（案）の作成
9月	・議会上程
10月上旬	・条例を施行